

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県教育委員会は、国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県教育委員会

公表日

令和6年3月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務								
②事務の内容	<p>○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。</p> <p>○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の公立高等学校で学び直す者に対し、学び直し支援金を支給する。 なお、保護者等の所得による受給資格の制限があるため、保護者等の課税情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開の決定 <p>○公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務</p>								
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	表計算ソフトウェア(エクセル)及びワープロソフト(ワード)								
②システムの機能	<p>○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県国公立高校生等奨学給付金支給要綱に基づき、国公立高等学校等に在学する支給対象の生徒等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する電算処理 ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・奨学給付金の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等 <p>○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱に基づき、奈良県教育委員会が学校に在学する支給対象の生徒に高等学校学び直し支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・学び直し支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※奈良県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p> <p>○公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの間中サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、税務総合システムなど既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能: 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名		
1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 修学支援金ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の91項</p> <p>・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の七の項から九の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第7項から第9項及び第4条第2項から第4項</p>	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>[照会側]</p> <p>・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項</p>	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	奈良県教育委員会事務局学校支援課	
②所属長の役職名	学校支援課長	
7. 他の評価実施機関		

⑤保有開始日		平成31年4月
⑥事務担当部署		奈良県教育委員会事務局学校支援課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、奈良県知事) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※		申請者である生徒等の保護者等が、高校生等奨学給付金支給要綱の支給要件に該当するか審査を行う必要があるため。
④使用の主体	使用部署	奈良県教育委員会事務局学校支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		生徒等の保護者等が、高校生等奨学給付金支給要綱の支給要件に該当するか審査を行うため、その保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に支給の判定を行う。
情報の突合		・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写し等を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日		平成31年4月1日

⑤保有開始日		平成31年4月
⑥事務担当部署		奈良県教育委員会事務局学校支援課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、奈良県知事) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※		申請者である生徒が、奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱第3条に定める者に該当するか審査を行う必要があるため
④使用の主体	使用部署	奈良県教育委員会事務局学校支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		生徒が奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱第3条に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定の判定を行う。
情報の突合		・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写し等を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日		平成31年4月1日

⑤保有開始日		平成31年4月
⑥事務担当部署		奈良県教育委員会事務局学校支援課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、奈良県知事) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※		申請者である生徒が、奈良県立高等学校専攻科修学支援金支給要綱第3条に定める者に該当するか審査を行う必要があるため
④使用の主体	使用部署	奈良県教育委員会事務局学校支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		生徒が奈良県高等学校専攻科修学支援金支給要綱第3条に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定の判定を行う。
情報の突合		・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写し等を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日		平成31年4月1日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 奨学給付金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号)
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等ID(業務宛名番号)
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒との続柄
- ・課税年度
- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・配偶者控除等情報
- ・生活保護・社会福祉関係情報
- ・就学支援金の申請に関する情報

2. 学び直し支援金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号)
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等ID(業務宛名番号)
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒との続柄
- ・課税年度
- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・配偶者控除等情報
- ・生活保護・社会福祉関係情報
- ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報

3. 修学支援金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号)
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等ID(業務宛名番号)
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒との続柄
- ・課税年度

- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・配偶者控除等情報
- ・生活保護・社会福祉関係情報
- ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報

<団体内統合宛名システムにおける措置>

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
- ・端末機のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	---	--	---	--

	規定の内容		
--	-------	--	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	---	--	---	--

	具体的な方法		
--	--------	--	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---	--	---	--

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><業務担当課にける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲罰の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-9859 FAX:0742-27-8112
②対応方法	問い合わせ時に、問い合わせ内容と対応内容を記録しておく。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、世帯の市町村民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。	事後	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署	学校支援課長 中西 保人	学校支援課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	マイナンバーカードの写し	マイナンバーカードの写し等	事後	文字修正
平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない ()件	委託する (1)件	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		奨学給付金事務処理	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容		情報照会対象者データの作成作業	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数		10人未満	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名		民間業者等(予定)	事前	事務一部委託による修正

平成31年3月8日	(奨学給付金ファイル) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 1 ④再委託の有無		再委託しない	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	(学び直し支援金ファイル) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑤保有開 始日	平成31年4月1日	平成31年4月	事後	文字修正
平成31年3月8日	(学び直し支援金ファイル) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑤使用方法 情報 の突合	マイナンバーカードの写し	マイナンバーカードの写し等	事後	文字修正
平成31年3月8日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	<ul style="list-style-type: none"> 1. 奨学給付金ファイル ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・生徒等が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒等との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民 税所得割額 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の申請に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) 1. 奨学給付金ファイル ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民 税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の申請に関する情報 	事後	項目の追加に伴う変更

平成31年3月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事後	項目の追加に伴う変更
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[] 委託しない	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている	事前	事務一部委託による修正

平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容		<p><奨学給付金ファイルにおける措置> 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・収集の制限 ・目的外利用、提供の禁止 ・漏えい、滅失及びき損の防止 ・従事者の監督 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・資料等の返還等 ・取扱状況についての指示等 ・事故発生時における報告 ・損害賠償等 <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・収集の制限 ・目的外利用、提供の禁止 ・漏えい、滅失及びき損の防止 ・従事者の監督 ・情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く) ・資料等の返還等 ・取扱状況についての指示等 ・事故発生時における報告 	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		再委託していない	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	事務一部委託による修正
平成31年3月8日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先	総務部総務課県政情報課係	総務部法務文書課県政情報課係	事後	組織再編による修正

平成31年3月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成30年3月30日	平成31年3月8日	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①請求先	教育委員会事務局学校支援課 授業料就学金係	教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係	事後	文字修正
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。 2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。 3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。 7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。 10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。 11 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能	1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。 2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。 3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。 7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。 10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	[] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
-----------	---	------------	------------	----	--------------------------------------

令和2年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 ③委託先名	民間業者等(予定)	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成31年3月8日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	(奨学給付金ファイル) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無	委託する (1)件	委託しない 以下、削除	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月19日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報 報ファイルの取扱の委託	[]委託しない	[○]委託しない 以下、削除	事前	重要な変更となるため事前に 報告
令和3年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	国公立高校生等奨学給付金及び公立高等学 校学び直し支援金の支給に関する事務	国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学 び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学 支援金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和3年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する 事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に 必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機 会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支 給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の 市町村民税所得割額・道府県民税所得割額に より決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給 資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請 者へ結果を通知する。 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関す る事務 高等学校等における教育に係る経済的負担 の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与す るため、高等学校等を中途退学した後再び県 内の公立高等学校で学び直す者に対し、学び 直し支援金を支給する。なお、保護者等の所得 による受給資格の制限があるため、保護者等 の税額情報を情報提供ネットワークシステムを 通じて照会し、受給資格の判定を行う。 【内容】 ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開 の決定	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する 事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に 必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機 会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支 給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の 市町村民税所得割額・道府県民税所得割額に より決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給 資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請 者へ結果を通知する。 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関す る事務 高等学校等における教育に係る経済的負担 の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与す るため、高等学校等を中途退学した後再び県 内の公立高等学校で学び直す者に対し、学び 直し支援金を支給する。なお、保護者等の所得 による受給資格の制限があるため、保護者等 の課税情報を情報提供ネットワークシステムを 通じて照会し、受給資格の判定を行う。 【内容】 ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開 の決定 ○公立高等学校等専攻科修学支援金の支給 に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告

	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能</p>	<p>○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 ・奈良県国公立高校生等奨学給付金支給要綱に基づき、国公立高等学校等に在学する支給対象の生徒等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する電算処理 ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・奨学給付金の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 ・奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱に基づき、奈良県教育委員会が学校に在学する支給対象の生徒に高等学校学び直し支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・学び直し支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。</p> <p>※奈良県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	<p>○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 ・奈良県国公立高校生等奨学給付金支給要綱に基づき、国公立高等学校等に在学する支給対象の生徒等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する電算処理 ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・奨学給付金の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 ・奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱に基づき、奈良県教育委員会が学校に在学する支給対象の生徒に高等学校学び直し支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・学び直し支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。</p> <p>※奈良県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p> <p>○公立高等学校等専攻科修学支援金の支給</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
<p>令和3年3月24日</p>	<p>I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル</p>	<p>1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル</p>	<p>1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 修学支援金ファイル</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>

令和3年3月24日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項及び七の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第二条第六項及び第七項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項から八の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第6項から第8項及び第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行 	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月24日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] ・番号法第19条第8号 	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行 	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	3. 修学支援金ファイルを追加	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	<p>1. 奨学給付金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名（ふりがな） ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号（生徒番号） ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID（業務宛名番号） ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名（ふりがな） ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の申請に関する情報 <p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名（ふりがな） ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号（生徒番号） ・学校の在学期間 	<p>1. 奨学給付金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名（ふりがな） ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号（生徒番号） ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID（業務宛名番号） ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名（ふりがな） ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の申請に関する情報 <p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名（ふりがな） ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号（生徒番号） ・学校の在学期間 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月24日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル	1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 修学支援金ファイル	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月24日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル	1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 修学支援金ファイル	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月24日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の 内容	<業務担当課における措置> ・番号法第19条第8号の規定に基づき、認めら れる範囲内において特定個人情報の照会を行 う。また、理解度を高めるため、規定内容の周 知を行い、業務以外に利用することを禁止す る。	<業務担当課における措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内 において特定個人情報の照会を行う。また、理 解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業 務以外に利用することを禁止する。	事前	重要な変更となるため事前に 報告
令和3年3月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項 目評価①実施日	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項 目評価①実施日	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	I 基本情報 4. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の 113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条 別表第一の六の項から八 の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項 から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例施行規則第2条第6項から第8項及 び第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日 より施行	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の 113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条 別表第一の六の項から八 の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項 から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例施行規則第2条第6項から第8項及 び第4条第2項から第4項	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の 113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第5条 別表第三の二の項及び四 の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例施行規則第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の 113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第5条 別表第三の二の項及び四 の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例施行規則第4条第2項から第4項	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告

令和5年3月31日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	FAX:0742-27-2985	FAX:0742-27-8112	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	(学び直し支援金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目		業務関係情報に生活保護・社会福祉関係情報を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	(修学支援金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目		業務関係情報に生活保護・社会福祉関係情報を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	(学び直し支援金ファイル) II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 地方公共団体・独立行政法人	市町村	市町村、奈良県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和5年3月31日	(修学支援金ファイル) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ①入手元 地方公 共団体・独立行政法人	市町村	市町村、奈良県知事	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	(修学支援金ファイル) Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ③使用目的及び⑤ 使用方法		専攻科修学支援金支給要綱の条項を追記	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目		<ul style="list-style-type: none"> 3. 修学支援金ファイル ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民 税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情 報 	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告

令和5年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項から八の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第6項から第8項及び第4条第2項から第4項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の七の項から九の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第7項から第9項及び第4条第2項から第4項 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和6年3月22日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項 	<p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	II 特定個人ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> ・4情報： 生徒等の保護者が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等)： 保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報： 保護者等の税額情報を基に、奨学給付金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報： 保護者等の生活保護関係情報を基に、生業扶助受給の有無を確認し、奨学給付金の支給金額を判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 保護者等が奨学給付金の支給を受けようとするときは、県へ申請し、支給を受ける資格を有することについての決定を審査をし、その決定を受けなければならないため、生徒等の学校情報を保有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> ・4情報： 生徒等の保護者が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等)： 保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報： 保護者等の税額情報を基に、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報： 保護者等の生活保護関係情報を基に、生業扶助受給の有無を確認し、学び直し支援金の支給金額を判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 保護者等が学び直し支援金の支給を受けようとするときは、県へ申請し、支給を受ける資格を有することについての決定を審査をし、その決定を受けなければならないため、生徒等の学校情報を保有する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和6年3月22日	<p>II 特定個人ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性</p>	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>○連絡先等情報 ・4情報： 生徒等の保護者が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等)： 保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の税額情報を基に、奨学給付金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報： 保護者等の生活保護関係情報を基に、生業扶助受給の有無を確認し、奨学給付金の支給金額を判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 保護者等が奨学給付金の支給を受けようとするときは、県へ申請し、支給を受ける資格を有することについての決定を審査をし、その決定を受けなければならないため、生徒等の学校情報を保有する。</p>	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>○連絡先等情報 ・4情報： 生徒等の保護者が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等)： 保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の税額情報を基に、専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報： 保護者等の生活保護関係情報を基に、生業扶助受給の有無を確認し、専攻科修学支援金の支給金額を判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 保護者等が専攻科修学支援金の支給を受けようとするときは、県へ申請し、支給を受ける資格を有することについての決定を審査をし、その決定を受けなければならないため、生徒等の学校情報を保有する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ 対象人数</p>	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告